

前文

すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、その個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたりどのような状況においても、心豊かに生活できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

本市では、これまで、すべての男女が共にいきいきと輝くまちづくりを推進するため、男女共同参画の指針となる基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、支えあう男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、家族形態の多様化といった社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、活力ある住みよい地域社会を築くためには、一人一人の人生における仕事と生活の調和が必要であり、職場をはじめ地域や家庭等での取組が求められています。

このため、私たちは、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、新たな課題に果敢に向き合い、男女共同参画の理解を深め、市、市民、事業者及び市民団体が協働して、男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

この条例には「前文」を付けました。男女共同参画社会基本法の前文において、法律制定の由来と理念が述べられています。本市の条例では、宣言的・理念的な条例であることから、前文において条例制定の背景や目的、男女共同参画に取り組む姿勢などを表現しています。

【用語の解説】

①性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習

男性、女性という性別を理由として、「男は仕事、女は家事・育児」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、役割を固定的に決めてしまう考え方で、「固定的性別役割分担意識」とも言います。平成 18 年度の市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない（「反対」と「どちらかといえば反対」の計）割合が 35.1%と、全国や県と比べて数値が低く、固定的性別役割分担意識にとらわれている現状があります。

[全国：48.9%（平成 16 年）、静岡県：42.3%（平成 18 年）]

②参画

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという重要な意味が込められています。

③新たな課題に果敢に向き合い

男女共同参画を推進していく中で、社会経済情勢の変化に伴い、取り組むべき課題は新しく生まれ、そのつど変化していきます。新たに対応を求められる課題と向き合い、柔軟に対応していく姿勢を表しています。